

津市職員給与振込制度実施要綱

平成18年1月1日訓第21号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の職員（以下「職員」という。）の便宜を配慮し、給与の支給に係る事務の簡素合理化を図るため、職員に対し口座振替の方法により給与を支給すること（以下「給与振込」という。）について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 給与振込の対象となる者は、給与振込を希望する職員で市長が必要と認めるものとする。

(対象給与)

第3条 この要綱により給与振込の対象となる給与は、次のとおりとする。

- (1) 各月の定例に支給される給料及びその支給日に併せて支給される手当
- (2) 期末手当及び勤勉手当
- (3) 給与改定差額

(被振込金融機関)

第4条 職員が指定できる給与振込に係る金融機関（以下「被振込金融機関」という。）の範囲は、別に定める。

(給与振込の口座等)

第5条 給与振込の対象となる被振込金融機関に係る預金種目については、その職員本人の名義の普通預金（総合口座を含む。）又は当座預金とし、給与振込の口座については、3口座までを限度とする。

(給与振込の口座等の変更)

第6条 被振込金融機関又は給与振込の預金種目、口座番号若しくは振込額の変更については、原則として毎年1回に限り行うことができる。

(給与振込日及び払戻しの時期)

第7条 給与振込の日は、当該給与の支給日と同一日とし、その口座からの払戻しの開始時期は、当該支給日の午前10時とする。

(給与振込不能時の取扱い)

第8条 給与振込の口座の不明その他の事由により当該給与振込が不能となった場合における給与の支給は、資金前渡の方法によりこれを行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前の津市職員給与振込制度実施要綱（平成2年津市訓第15号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。